

議案第 4 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に関する事務に係る手数料の額を改定するとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い既存建築物を 2 以上の工事に分けて用途変更等を伴う工事を行う場合の全体計画の認定事務及び建築物を一時的に他の用途に転用する場合の許可事務の手数料を定めることに加え、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(2)の目オ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

別表第2の12の項の次に次のように加える。

<p>12の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>120,000円</p>
<p>12の3 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>120,000円</p>
<p>12の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>120,000円</p>
<p>12の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許</p>	<p>120,000円</p>

可の申請に対する審査

別表第2の45の項中「除かれた住民票の写し」を「除票の写し」に改め、同表46の項中「除かれた戸籍の附票の写し」を「戸籍の附票の除票の写し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条）			別表第1（第2条）		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1～2 省略			1～2 省略		
3 消防法第	(1) 省略		3 消防法第	(1) 省略	
11条第1	(2) 消防法第11条第1項	ア～エ 省略	11条第1	(2) 消防法第11条第1項	ア～エ 省略
項前段の規	前段の規定に基づく貯蔵	オ 浮き蓋付特定屋外タン	項前段の規	前段の規定に基づく貯蔵	オ 浮き蓋付特定屋外タン
定に基づく	所の設置の許可の申請に	ク貯蔵所の設置の許可の	定に基づく	所の設置の許可の申請に	ク貯蔵所の設置の許可の
危険物の製	対する審査	申請に係る審査 次に掲	危険物の製	対する審査	申請に係る審査 次に掲
造所、貯蔵所		げる浮き蓋付特定屋外タ	造所、貯蔵所		げる浮き蓋付特定屋外タ
又は取扱所		ンク貯蔵所の区分に応	又は取扱所		ンク貯蔵所の区分に応
の設置の許		じ、それぞれ次に定める	の設置の許		じ、それぞれ次に定める
可に関する		金額	可に関する		金額
事務		(ア)～(イ) 省略	事務		(ア)～(イ) 省略
		(ウ) 危険物の貯蔵最大数			(ウ) 危険物の貯蔵最大数
		量が10,000キロ			量が10,000キロ
		リットル以上			リットル以上
		50,000キロリ			50,000キロリ
		トル未満の浮き蓋付特			トル未満の浮き蓋付特
		定屋外タンク貯蔵所			定屋外タンク貯蔵所
		<u>1,590,000円</u>			<u>1,580,000円</u>
		(エ) 危険物の貯蔵最大数			(エ) 危険物の貯蔵最大数
		量が50,000キロ			量が50,000キロ
		リットル以上			リットル以上
		100,000キロリ			100,000キロリ

	ットル未満の浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 950, 000</u> 円 (オ) 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キ ロリットル以上 200,000キロリ ットル未満の浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 270, 000</u> 円 (カ) ~ (ク) 省略 カ ~ シ 省略
	(3) 省略
4 ~ 10 省略	

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1 ~ 12 省略	
12の2 建築基準法第86条の 8第1項の規定に基づく既存の 1の建築物について2以上の工 事に分けて増築等を含む工事を 行う場合の全体計画の認定の申 請に対する審査	<u>120, 000円</u>
12の3 建築基準法第86条の	<u>120, 000円</u>

	ットル未満の浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 940, 000</u> 円 (オ) 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キ ロリットル以上 200,000キロリ ットル未満の浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 260, 000</u> 円 (カ) ~ (ク) 省略 カ ~ シ 省略
	(3) 省略
4 ~ 10 省略	

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1 ~ 12 省略	

8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	
12の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	120,000円
12の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円
13~44 省略	
45 住民票の写し及び除票の写し_____の交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
46 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し_____の交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
47~53 省略	

備考 省略

13~44 省略	
45 住民票の写し及び除かれた住民票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
46 戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
47~53 省略	

備考 省略

